

令和6年度 岐阜県立海津明誠高等学校 授業料等徴収計画表

1年生 生活デザイン科

徴収月	県納金			学校諸費							合計		口座振替日
	授業料	入学金	小計	PTA会費	学校後援費	部活動後援会費	生徒会費	修学旅行積立金	生活デザイン科学年諸費	小計	授業料徴収有	授業料徴収無	
4・5月	0	5,650	5,650	600	1,600	2,600	700		21,350	26,850	32,500	32,500	5月10日(金)
6月	29,700		29,700	600	1,600	2,600	700		16,000	21,500	51,200	21,500	6月10日(月)
7・8月	0		0	600	1,600	2,600	700	11,000	0	16,500	16,500	16,500	7月10日(水)
9月	29,700		29,700	600	1,600	2,600	700	500	3,000	9,000	38,700	9,000	9月10日(火)
10月	9,900		9,900	300	800	1,300	700	13,000	400	16,500	26,400	16,500	10月10日(木)
11月	9,900		9,900	300	800	1,300	700	10,500	400	14,000	23,900	14,000	11月11日(月)
12月	9,900		9,900	300	800	1,300	0	11,000	100	13,500	23,400	13,500	12月10日(火)
1月	9,900		9,900	300	800	1,300	0	14,000	100	16,500	26,400	16,500	1月10日(金)
2月	9,900		9,900								9,900		2月10日(月)
3月	9,900		9,900								9,900		3月10日(月)
計	118,800	5,650	124,450	3,600	9,600	15,600	4,200	60,000	41,350	134,350	258,800	140,000	

- 1 授業料の徴収について、「市町村民税及び県民税の所得割額」の合計額が一定金額未満の世帯は、申請することにより授業料相当額の就学支援金を受けることができます。
- 2 授業料の納入については、4～6月分は6月10日、7～9月分は9月10日に口座振替します。
- 3 入学金及び4月分学校諸費は、5月分学校諸費等とあわせて5月10日に口座振替します。
- 4 8月分の学校諸費は、7月分の学校諸費とあわせて7月10日に口座振替します。
- 5 学年諸費には、校外研修代・芸術鑑賞代・個人写真代・家庭科実習費等が含まれます。
- 6 学年途中で進路変更等があった場合の返金額は、口座振込手数料を差し引いて振り込みさせていただきます。
- 7 正当な理由なく授業料等を滞納している生徒に対し、督促・催告・聴聞等の手続きを経て、納期限後最短3ヶ月で除籍処分の対象(除籍処分となっても在籍中の授業料等は納めなければならない)となります。

前日までに届出口座に入金ください